標柱十号から四九度二二分五九秒
一六〇・八九〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から八一度二五分一六秒
七三・三七〇メートルの地点　十二号
標柱十二号から一四度五九分一一秒
三六・〇四七メートルの地点　十三号
標柱十三号から七八度三二分二五秒
五〇・二三一メートルの地点　十四号
標柱十四号から一六〇度二九分三八秒
一〇一・四〇四メートルの地点　十五号
標柱十五号から二四一度三四分一三秒
三一九・九一六メートルの地点　十六号
標柱十六号から二七二度一五分一二秒
四二八・八六六メートルの地点　十七号
標柱十七号から二七五度一一分一八秒
三八六・六八六メートルの地点　十八号
標柱十八号から二五二度四九分三二秒
二三七・四五八メートルの地点　十九号
標柱十九号から二六二度一七分二〇秒
三四二・九一八メートルの地点　二十号
標柱二十号から二七五度〇八分二五秒
六七四・五二八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二六九度五八分六〇秒
二五〇・九四九メートルの地点　二十二号
二　コタシロ沢
長野県飯田市南信濃木沢三三番地内四等三角点ホケを基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一七七度五五分四一秒
八二三・一一九メートルの地点　一号
標柱一号から二四六度五九分三一秒
三二・九七四メートルの地点　二号
標柱二号から二六二度四三分二一秒
七九・一六三メートルの地点　三号
標柱三号から二三五度四五分二七秒
四七・七一〇メートルの地点　四号
標柱四号から二六七度〇六分四四秒
一七・八六二メートルの地点　五号
標柱五号から二四四度三一分三三秒
四五・五六二メートルの地点　六号
標柱六号から三〇〇度二七分一三秒
四八・〇九七メートルの地点　七号
標柱七号から三三〇度五八分〇八秒
八六・四一六メートルの地点　八号
標柱八号から七度三六分〇一秒
四六・一九三メートルの地点　九号
標柱九号から六一度〇八分三一秒
一七・二九八メートルの地点　十号
標柱十号から一一四度四七分五〇秒
四四・一一八メートルの地点　十一号
標柱十一号から一三〇度五一分三一秒
五〇・八三一メートルの地点　十二号
標柱十二号から八六度四〇分一四秒
一二七・四八二メートルの地点　十三号
標柱十三号から五二度五九分一一秒
四一・五一三メートルの地点　十四号
標柱十四号から九九度四四分五二秒
二五・五九三メートルの地点　十五号
標柱十五号から一七〇度〇一分五〇秒
五〇・三一〇メートルの地点　十六号

○国土交通省告示第三百六十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

大分事業所の変更

㈠　所在地の変更

変更前	大分県大分市大字海原字地浜934番地
変更後	大分県大分市大字家島字江合1055番地1

㈡　変更年月日　平成二十九年四月十七日

○東北地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字台部一番から同町金ケ瀬字上川原四八番六まで	前	四〇・一三～七八・二八メートル	〇〇・〇五三キロメートル
	後	三八・四二～五一・一八メートル	〇〇・〇五三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　路線名　日本海沿道東北自動車道

㈡　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市三瀬字越戸三七番七から同市三瀬字越戸三七番五まで	前	八三・七〇～一〇四・六〇メートル	〇〇・〇二八キロメートル
	後	八三・七〇～一〇四・六〇メートル	〇〇・〇二八キロメートル

㈢　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
日本海沿岸東北自動車道	鶴岡市三瀬字越戸三七番七から同市三瀬字越戸三七番五まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月二十日

○関東地方整備局告示第百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十日　関東地方整備局長　大西　亘

別表の指定番号二十の項指定をした日欄中「平成二十四年四月二日」を「平成二十九年三月三十日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十九年四月二日から五年間」に、業務区域欄中「茨城県、栃木県、群馬県の全域及び埼玉県（越谷市、草加市、春日部市、熊谷市、三郷市、久喜市、八潮市、吉川市、本庄市、深谷市、幸手市、行田市、加須市、羽生市、杉戸町、松伏町、宮代町、白岡町、上里町に限る。）、千葉県（松戸市、柏市、我孫子市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市に限る。）」を「茨城県、栃木県、群馬県の全域、埼玉県（越谷市、草加市、熊谷市、春日部市、久喜市、